

令和2年4月30日	
所 属	公営企業局 経営企画課
所属長	吉田 昌司
電 話	06-6489-7405

**全契約者を対象に6カ月間分
上下水道の基本料金・基本使用料を全額減免します**

尼崎市は、7月検針分から本市契約者（契約事業者を含む）を対象に水道料金の基本料金と下水道使用料の基本使用料について、それぞれ6カ月間分を全額免除します。

この減免措置は、新型コロナウイルス感染症に関連した経済的影響を踏まえ、市民の生活や経済活動を支援するためのものです。併せて、収入が減少しているなど一時的に水道料金などの支払いが困難な方に対して、引き続き支払いの猶予や分割払いの相談を行います。

1 減免額（一般家庭（口径 20 mm以下）の場合）

- ▼水道料金 1期（2カ月）当たりの基本料金 1,210円 × 3期分 = 3,630円（税込み）
- ▼下水道使用料 1期（2カ月）当たりの基本使用料 1,207円 × 3期分 = 3,621円（税込み）

2 対象戸数 約 25 万戸

3 減免期間 7月検針分から12月検針分まで（6カ月間）

4 所要額 水道料金…約 10 億円、下水道使用料…約 9 億円。いずれも税込み額。

5 申込手続き 不要

6 その他

請求は減免額を差し引いた額となります。また、今回の減免措置に関して、本市から電話や訪問することはありません。

例）一般家庭の平均的な使用水量（1期で 40 m³）での減免は、次の通りです。

■減免前

水道料金	5,104円
下水道使用料	3,429円
合計	8,533円



■減免後

水道料金	3,894円（△1,210円）
下水道使用料	2,222円（△1,207円）
合計	6,116円（△2,417円）

以 上